



JFRL 情報宅配

*** 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)****1. [JAS 規格化等のテーマに関する調査(提案募集)について(平成 29 年度第 2 回)]**

農林水産省は、JAS 規格化や JAS 規格の国際化に取り組むべきテーマの選定に向け、「JAS 規格化等のテーマに関する調査(提案募集)」の募集を平成 30 年 1 月 17 日(水)から平成 30 年 3 月 30 日(金)までの間実施します。

http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku_kikaku/180117_16.html

(農林水産省 プレスリリース)

2. [「農林物資規格調査会試験方法分科会」平成 30 年 3 月 6 日開催試験方法分科会資料]

【議題】日本農林規格の制定について

- ・ベにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量—高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格
- ・ウンシュウミカン中の β -クリプトキサンチンの定量—高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格

http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/bunkakai_180306a.html

3. [愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について]

(平成 30 年 3 月 1 日 29 消安第 5381 号, 環自総発第 1802141 号)

http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/29_5381.html

新旧対照表 http://www.famic.go.jp/ffis/pet/obj/shorei30_2.pdf

4. [韓国による日本産水産物等の輸入規制に関する WTO パネル報告書の公表について]

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kakou/180223.html>

(平成 30 年 2 月 23 日 水産庁 プレスリリース)

5. [「JAS 規格認証支援事業」の実施について]

【補助対象経費】認証審査費用や講習会の受講費用など認証取得に要する費用(120 万円を上限)。

【応募団体の要件】本事業で JAS 認証を取得した後、JAS 認証マークを添付した製品を日本国外で販売する意思がある国内事業者であること(海外現地法人を含む)

【募集期間】平成 30 年 5 月 7 日(月)まで

http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku_kikaku/180209_27.html

(農林水産省 プレスリリース)

*** 厚生労働省 * (<http://www.mhlw.go.jp/>)****1. [食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)に関する意見募集の結果について]**

<http://mailmag.maff.go.jp/c?c=35270&m=9844&v=4aa250db>

2. [原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限の解除]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197948.html>

平成 30 年 3 月 16 日 厚生労働省 医薬・生活衛生局(原子力災害対策本部長指示)

*** 消費者庁 * (<http://www.caa.go.jp/>)****1. [放射性物質をテーマとした食品安全に関するインターネット意識調査の結果について]**

http://www.caa.go.jp/earthquake/understanding_food_and_radiation/pdf/understanding_food_and_radiation_180307_0001.pdf (平成 30 年 3 月 7 日)

2. [風評被害に関する消費者意識の実態調査（第11回）の結果について]

http://www.caa.go.jp/earthquake/understanding_food_and_radiation/pdf/understanding_food_and_radiation_180307_0003.pdf（平成30年3月7日）

* 農林水産消費安全技術センター* (<http://www.famic.go.jp/>)

1. [食品関係等調査研究報告第41号] 表示調査部

http://www.famic.go.jp/technical_information/investigation_research_report/rs41.html

（一括ダウンロード）【PDF:1, 633KB】

http://www.famic.go.jp/technical_information/investigation_research_report/pdf/rs41.pdf

- ・カボチャの元素分析による産地判別法の改良
- ・ショウガの元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による原産地判別法の検討
- ・かき類の元素分析及び軽元素安定同位体比分析による産地判別法の検討
- ・はちみつのストロンチウム安定同位体比分析による原料原産地判別法の検討
- ・ナチュラルチーズの脂肪酸組成分析による原料原産地判別法の検討

* 第181号のトピックス*

[栄養成分表示と分析試験の関係]

食品表示法施行とともに、原則として全ての予め包装された一般消費者向け加工食品及び一般消費者向け添加物において栄養成分表示が義務付けられました（経過措置期間 H32.3.31 まで）。栄養成分表示は、食品の栄養成分及び熱量の表示に一定のルール化を図ることで、消費者が食品を選択する上での適切な情報を提供する（適切な商品選択に資する）ことを目的としていますので、正しく伝える必要があります。今回は栄養成分表示値の設定と分析試験についてご紹介します。



栄養成分表示の方法は大きく分けて2通りあります。

①一定の値又は下限値及び上限値を表示する場合

一定の値で表示する場合は、賞味期限内は、定められた分析方法により分析した値が表示値に対して許容差の範囲内である必要があります。収去検査等で採取され分析により確認をされる場合があります。下限値と上限値で表示する場合は、分析結果がその幅の中に含まれていなくてはなりません。つまり、表示する食品の栄養成分値の変動が少ないものであり、賞味期限内の保存試験やロット別の分析を行って表示値を決め、製品の表示値の変動を分析試験で管理する必要があります。

②合理的な推定による表示値（参照値・計算値等）で表示する場合

表示値どおりの成分含量となる製品を製造し、一定の品質で管理することが困難な場合の表示方法です。食品成分データベース等にある類似性の高い食品データを参照したり、原料の各成分値と、配合レシピから計算により成分値を算出することができます。また、サンプル品を分析した推定値を使うなど、個体差や季節間差が大きい原料を使用した食品の場合はこの方法で表示します。これらの場合は栄養成分表示の近接した場所に「この表示値は、目安です。」「推定値」のいずれかを含む文言を表示します。更に、表示値設定根拠を保管し、行政からの求めに応じて開示する必要があります。

2つの方法どちらにしても、消費者にとってより正確な情報を提供することが重要ですので、定期的に原料の成分値の変動や製品の表示値を確認することが望まれます。

日本食品分析センターでは、お客様の製品の表示値の決定や品質管理のための分析を承ります。

ご依頼に際しては、製品の原料や配合割合を開示していただくことにより、より正確な分析試験法を選択して結果をご提供することができます。また、エネルギーを低くするための素材やビタミン類を添加している場合、その型（構造）を情報提供いただくことで正確な値が得られます。

ご不明なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

- ・食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン（消費者庁）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150331_GL-nutrition.pdf

- ・栄養成分分析のご案内（JFRL）<http://www.jfrl.or.jp/item/nutrition/index.html>

配信元：一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfrl.or.jp>)

内容に関するお問合せは、お客様サービス部 業務推進課までファクシミリでお願い致します。

業務推進課 Fax No. 03-3469-7268 まで